

平成 25 年 度

名古屋 市 各 会 計 予 算

目 次

(一般会計)

平成25年第32号議案	平成25年度名古屋市一般会計予算	1頁
-------------	------------------	----

(特別会計)

平成25年第33号議案	平成25年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	17頁
平成25年第34号議案	平成25年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	19頁
平成25年第35号議案	平成25年度名古屋市介護保険特別会計予算	21頁
平成25年第36号議案	平成25年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	25頁
平成25年第37号議案	平成25年度名古屋市農業共済事業特別会計予算	27頁
平成25年第38号議案	平成25年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	29頁
平成25年第39号議案	平成25年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算	35頁
平成25年第40号議案	平成25年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	37頁
平成25年第41号議案	平成25年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	41頁
平成25年第42号議案	平成25年度名古屋市基金特別会計予算	45頁
平成25年第43号議案	平成25年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	51頁
平成25年第44号議案	平成25年度名古屋市公債特別会計予算	55頁

(公営企業会計)

平成25年第45号議案	平成25年度名古屋市病院事業会計予算	59頁
平成25年第46号議案	平成25年度名古屋市水道事業会計予算	65頁
平成25年第47号議案	平成25年度名古屋市工業用水道事業会計予算	69頁
平成25年第48号議案	平成25年度名古屋市下水道事業会計予算	73頁
平成25年第49号議案	平成25年度名古屋市自動車運送事業会計予算	77頁
平成25年第50号議案	平成25年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	81頁

一 般 会 計

平成 25 年度名古屋市一般会計予算

平成 25 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,025,909,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成25年3月1日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		487,600,000
	1 市 民 税	215,030,000
	2 固 定 資 産 税	194,437,000
	3 軽 自 動 車 税	1,717,000
	4 市 た ば こ 税	18,969,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,578,000
	7 都 市 計 画 税	41,868,000
2 地 方 譲 与 税		6,469,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,641,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,221,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	525,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	80,000
3 県 税 交 付 金		45,141,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,145,000
	2 配 当 割 交 付 金	1,010,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	240,000
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	26,682,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	84,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,352,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,628,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		7,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	7,000

款	項	金 額 千円
5 地 方 特 例 交 付 金		1,250,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,250,000
6 地 方 交 付 税		6,500,000
	1 地 方 交 付 税	6,500,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		43,780,160
	1 使 用 料	32,273,166
	2 手 数 料	7,111,991
	3 診 療 収 入	2,096,554
	4 介 護 収 入	1,547,583
	5 支 援 収 入	750,866
9 国 庫 支 出 金		151,536,734
	1 負 担 金	128,267,122
	2 補 助 金	22,684,863
	3 委 託 金	584,749
10 県 支 出 金		41,908,398
	1 負 担 金	23,731,124
	2 補 助 金	13,984,392
	3 委 託 金	4,192,882
11 財 産 収 入		7,420,054
	1 財 産 運 用 収 入	1,652,774
	2 財 産 売 払 収 入	5,767,280
12 寄 附 金		307,943
	1 寄 附 金	307,943
13 繰 入 金		11,586,131
	1 他 会 計 繰 入 金	11,586,131

款	項	金 額 千円
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		142,619,579
	1 延滞金、加算金及び過料	605,502
	2 預金利子	25,684
	3 他会計貸付金元利収入	1,537,928
	4 貸付金元利収入	99,837,762
	5 受託事業収入	589,036
	6 収益事業収入	12,097,682
	7 雑収入	27,925,985
16 市債		78,783,000
	1 市債	78,783,000
歳入合計		1,025,909,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,547,857
	1 議 会 費	2,547,857
2 総 務 費		48,351,220
	1 総 務 管 理 費	22,616,375
	2 財 務 管 理 費	9,934,820
	3 選 挙 費	1,251,860
	4 統 計 調 査 費	312,339
	5 徴 税 費	14,235,826
3 健 康 福 祉 費		287,858,747
	1 社 会 福 祉 費	71,710,842
	2 老 人 福 祉 費	54,068,555
	3 生 活 保 護 費	91,514,131
	4 災 害 救 助 費	54,228
	5 国 民 年 金 費	888,629
	6 国 民 健 康 保 険 費	23,217,047
	7 介 護 保 険 費	22,463,870
	8 公 衆 衛 生 費	9,738,287
	9 環 境 衛 生 費	5,410,622
	10 保 健 所 費	8,324,617
	11 衛 生 研 究 所 費	467,919
4 子 ど も 青 少 年 費		130,167,220
	1 子 ど も 青 少 年 費	130,167,220
5 環 境 費		36,381,938
	1 環 境 保 全 費	5,565,170
	2 環 境 事 業 費	30,816,768
6 市 民 経 済 費		112,337,067

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	3, 003, 892
	2 文 化 振 興 費	3, 319, 795
	3 区 役 所 費	13, 489, 963
	4 産 業 費	88, 774, 570
	5 観 光 費	2, 542, 440
	6 工 業 研 究 所 費	1, 206, 407
7 緑 政 土 木 費		63, 143, 876
	1 土 木 管 理 費	8, 556, 095
	2 道 路 橋 り よ う 費	18, 316, 193
	3 街 路 費	8, 653, 430
	4 治 水 費	6, 927, 513
	5 緑 政 費	19, 416, 027
	6 農 政 費	1, 274, 618
8 住 宅 都 市 費		52, 079, 257
	1 都 市 計 画 費	29, 851, 492
	2 住 宅 費	22, 227, 765
9 消 防 費		27, 540, 013
	1 消 防 費	27, 540, 013
10 教 育 費		68, 138, 777
	1 教 育 総 務 費	8, 417, 411
	2 小 学 校 費	17, 168, 219
	3 中 学 校 費	7, 331, 288
	4 高 等 学 校 費	10, 806, 819
	5 幼 稚 園 費	1, 786, 393
	6 特 別 支 援 学 校 費	650, 449
	7 大 学 費	6, 971, 006
	8 私 学 振 興 費	3, 136, 170

款	項	金 額 千円
	9 生涯学習費	7,889,119
	10 体育費	3,981,903
11 公債費		140,276,072
	1 公債費	140,276,072
12 諸支出金		56,986,956
	1 公営企業会計支出金	56,986,956
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		1,025,909,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
7 緑政土木費	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	700,000
	3 街路費	街路の整備	1,200,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	800,000
	5 緑政費	公園の整備	200,000
8 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所本庁舎の外壁改修工事	平成26年度	91, 000
障害者支援施設希望荘移転用地の造成	平成26年度	42, 000
重症心身障害児者施設の建設	平成26年度	2, 338, 000
軽費老人ホーム緑寿荘の電気設備改修工事	平成26年度	18, 000
クオリティライフ21城北健康・交流広場の整備	平成26年度	160, 000
北名古屋工場整備等事業者選定支援業務委託	平成26年度 から 平成27年度 まで	19, 000
富田工場設備更新に係る環境影響評価現況調査	平成26年度	14, 000
稲永ふ頭処分場汚水処理施設等の整備	平成26年度	374, 000
稲永ふ頭処分場廃棄物埋立護岸の整備	平成26年度	77, 000
芸術創造センターの舞台設備改修工事	平成26年度	478, 000
瑞穂文化小劇場の建設	平成26年度	1, 095, 000
神の倉コミュニティセンターの建設	平成26年度	61, 000
貴船コミュニティセンターの建設	平成26年度	57, 000
鳥羽見コミュニティセンター建設の準備工事	平成26年度	16, 000
千早コミュニティセンターの解体工事	平成26年度	11, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際展示場第3展示館の消火設備改修工事	平成26年度	125,000
港土木事務所の移転改修工事	平成26年度	170,000
舗装道の補修	平成26年度	600,000
市道桶狭間勅使線第2号の整備	平成26年度 から 平成27年度 まで	1,500,000
側溝改良	平成26年度	40,000
運河橋の仮橋工事	平成26年度	50,000
三階橋の改築	平成26年度	200,000
三階橋改築関連橋りょうの改築	平成26年度	35,000
中川橋の改築	平成26年度	400,000
戸田川排水機場ポンプ設備の整備	平成26年度 から 平成27年度 まで	790,000
排水施設整備	平成26年度	100,000
東山動植物園温室前館の耐震改修工事	平成26年度	130,000
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成25年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、1,027,880千円及び利息相当額を限度として補償する。
金山北地区施設整備に係る名古屋まちづくり公社の株式会社日本政策投資銀行等からの借入金に対する損失補償	平成25年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、527,940千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	期 間	限 度 額 千円
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償	平成25年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、3,505,556千円及び利息相当額を限度として補償する。
金城ふ頭駐車場用地の取得	平成26年度 から 平成34年度 まで	3,835,000 外に利息等相当額
守山スマートインターチェンジ用地の造成	平成26年度 から 平成27年度 まで	453,000
市営住宅総合管理システムの改修	平成26年度	94,000
住宅の建設	平成26年度 から 平成27年度 まで	3,193,000
市営住宅の耐震改修工事	平成26年度 から 平成29年度 まで	2,328,000
新老松住宅等の解体工事	平成26年度	95,000
名古屋市民火災共済生活協同組合に対する貸付予約	平成25年度 から 平成29年度 まで	火災共済金の支払資金が支払責任額に不足したときは、500,000千円を限度として貸し付ける。
東消防署の改修工事	平成26年度	200,000
消防救急無線の整備	平成26年度 から 平成27年度 まで	2,019,000
中学校の新設	平成26年度	2,027,000
瑞穂図書館の移転改築	平成26年度	436,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
名東図書館の空調設備改修工事	平成26年度	60,000
公共用地先行取得(財政局所管分)	平成26年度 から 平成35年度 まで	50,000 外に利息等相当額
公共用地先行取得(緑政土木局所管分)	平成26年度 から 平成35年度 まで	158,000 外に利息等相当額

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成31年度 まで	58,000,000 外に利息相当額	平成25年度 から 平成32年度 まで	54,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 439,000千円を限度として補償する。	平成25年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 324,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 556,000千円を限度として補償する。	平成25年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 484,000千円を限度として補償する。
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 912千円を限度として補償する。	平成25年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 860千円を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成45年度 まで	260,179,000 外に利息相当額	平成25年度 から 平成46年度 まで	261,742,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成44年度 まで	120,561,000	平成25年度 から 平成45年度 まで	111,160,000

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成24年第1号議決)	平成24年度 から 平成31年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,740,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成25年度 から 平成32年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,460,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
公共用地先行取得(財政局所管分) (平成16年第8号議決)	平成16年度 から 平成25年度 まで	4,492,000 外に利息等相当額	平成26年度 から 平成35年度 まで	119,903 外に利息等相当額

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設整備費	62,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
老人福祉施設整備費	1,520,000			
生活保護施設整備費	77,000			
公衆衛生施設整備費	97,000			
霊園斎場整備費	921,000			
保健所整備費	74,000			
子ども青少年施設整備費	350,000			
廃棄物処理施設整備費	60,000			
文化振興施設整備費	121,000			
地域振興施設整備費	1,021,000			
産業振興施設整備費	113,000			
公共土木事業費	20,546,000			
公園緑地整備費	5,558,000			
住宅建設費	3,898,000			
消防施設整備費	385,000			
義務教育施設整備費	893,000			
生涯学習施設整備費	273,000			
体育施設整備費	180,000			
高速道路建設資金貸付金	675,000			
高速道路事業出資金	517,000			
市立大学施設整備補助金	294,000			
病院事業出資金	459,000			
高速度鉄道事業補助金	327,000			
高速度鉄道事業出資金	2,362,000			
臨時財政対策債	38,000,000			
計	78,783,000			

特 別 会 計

平成 25 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 25 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 217,715,429 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		194,498,381
	1 保 険 料	56,942,530
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	46,457,443
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	7,410,921
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	48,664,959
	6 県 支 出 金	12,127,865
	7 共 同 事 業 交 付 金	22,544,732
	8 諸 収 入	349,930
2 繰 入 金		23,217,047
	1 他 会 計 繰 入 金	23,217,047
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		217,715,429

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		217,695,429
	1 事 業 費	217,695,429
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		217,715,429

平成 25 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 25 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,106,561 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		22,271,977
	1 保険料	21,655,404
	2 手数料	1
	3 諸収入	616,572
2 繰入金		21,834,583
	1 他会計繰入金	21,834,583
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		44,106,561

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		44,086,561
	1 事業費	44,086,561
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		44,106,561

平成 25 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 25 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 152,826,163 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		129,762,101
	1 保 険 料	33,184,260
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	32,653,382
	4 支 払 基 金 交 付 金	42,295,435
	5 県 支 出 金	21,618,306
	6 諸 収 入	10,717
2 繰 入 金		22,463,870
	1 他 会 計 繰 入 金	22,463,870
3 繰 越 金		600,192
	1 繰 越 金	600,192
歳 入 合 計		152,826,163

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		152,806,163
	1 事 業 費	152,166,938
	2 他 会 計 繰 出 金	639,225
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		152,826,163

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	平成26年度 から 平成30年度 まで	308,000

平成 25 年度名古屋市母子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 25 年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,232,188 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金収入		594,188
	1 事業収入	594,188
2 繰入金		159,000
	1 他会計繰入金	159,000
3 繰越金		161,000
	1 繰越金	161,000
4 市債		318,000
	1 市債	318,000
歳入合計		1,232,188

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付金		1,232,188
	1 事業費	1,232,188
歳出合計		1,232,188

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	318,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 25 年度名古屋市農業共済事業特別会計予算

平成 25 年度名古屋市農業共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96,753 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 収 入		56,794
	1 掛 金	9,302
	2 保 険 金	14,939
	3 繰 越 金	31,268
	4 諸 収 入	1,285
2 繰 入 金		39,959
	1 他 会 計 繰 入 金	39,959
歳 入 合 計		96,753

歳 出

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 費		67,605
	1 共 済 費	25,270
	2 管 理 費	42,335
2 予 備 費		29,148
	1 予 備 費	29,148
歳 出 合 計		96,753

平成 25 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 25 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,569,715 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,038,665
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,593,245
	2 国 庫 支 出 金	3,640
	3 財 産 収 入	72
	4 繰 入 金	773,465
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	340,242
	7 市 債	328,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,531,050
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	471,556
	2 繰 入 金	2,184,820
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	874,673
歳 入	合 計	7,569,715

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,038,665
	1 事 業 費	2,014,215
	2 整 備 費	387,454
	3 他 会 計 繰 出 金	1,636,896
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,531,050
	1 市 場 費	1,704,162
	2 と 畜 場 費	876,314
	3 他 会 計 繰 出 金	950,474
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7,569,715

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
北部市場青果棟の耐震改修工事	平成26年度 から 平成27年度 まで	498,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
卸売機能強化に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成24年第7号議決)	平成24年度 から 平成27年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、1,219,600千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成25年度 から 平成27年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、883,600千円及び利息相当額を限度として補償する。
本場塩干棟仲卸売場棟の改築 (平成24年第7号議決)	平成25年度 から 平成26年度 まで	1,444,000	平成26年度	1,234,000

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費	328,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 25 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 25 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 390,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		300,000
	1 貸付金収入	300,000
2 市 債		90,000
	1 市 債	90,000
歳 入 合 計		390,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		390,000
	1 事業費	180,000
	2 他会計繰出金	210,000
歳 出 合 計		390,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	90,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 25 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 25 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,396,833 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		583,710
	1 国庫支出金	40,341
	2 諸収入	543,369
2 繰入金		617,123
	1 他会計繰入金	617,123
3 市債		196,000
	1 市債	196,000
歳 入 合 計		1,396,833

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		1,396,833
	1 事業費	375,735
	2 他会計繰出金	1,021,098
歳 出 合 計		1,396,833

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	196,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 25 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 25 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 852,273 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		673,156
	1 使 用 料	550,380
	2 他 会 計 繰 入 金	122,776
2 公 園 整 備 事 業 収 入		179,117
	1 他 会 計 繰 入 金	163,117
	2 市 債	16,000
歳 入 合 計		852,273

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		673,156
	1 事 業 費	226,634
	2 他 会 計 繰 出 金	446,522
2 公 園 整 備 事 業 費		179,117
	1 事 業 費	80,342
	2 他 会 計 繰 出 金	98,775
歳 出 合 計		852,273

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得	平成26年度 から 平成35年度 まで	42,000 外に利息等相当額

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成15年第49号議決)	平成16年度 から 平成25年度 まで	200,000 外に利息等相当額	平成26年度 から 平成35年度 まで	99,196 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	16,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 25 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 25 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 138,326,427 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		423,635
	1 基 金 収 入	201,133
	2 繰 入 金	18,325
	3 基 金 積 戻 金	204,176
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		611,572
	1 基 金 収 入	17,402
	2 繰 入 金	276,407
	3 基 金 積 戻 金	317,762
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,143
	1 基 金 収 入	142
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		357,026
	1 基 金 収 入	15,026
	2 繰 入 金	106,000
	3 基 金 積 戻 金	235,999
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		49,578
	1 基 金 収 入	4,929
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	41,648
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		11,089

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	9,088
	2 繰 入 金	2,000
	3 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収入 入		6,412,003
	1 基 金 収 入	25,210
	2 繰 入 金	4,232,612
	3 基 金 積 戻 金	2,154,180
	4 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収入 入		176
	1 基 金 収 入	175
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		235,428
	1 基 金 収 入	2,427
	2 繰 入 金	233,000
	3 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		92,770
	1 基 金 収 入	5,181
	2 基 金 積 戻 金	87,588
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		642,617
	1 基 金 収 入	3,391
	2 繰 入 金	639,225
	3 繰 越 金	1
12 公債償還基金収入		129,425,313
	1 基 金 収 入	1,111,527
	2 繰 入 金	54,602,939
	3 基 金 積 戻 金	73,710,846

款	項	金 額 千円
	4 繰 越 金	1
13 財 政 調 整 基 金 収 入		60,077
	1 基 金 収 入	60,076
	2 繰 越 金	1
歳 入	合 計	138,326,427

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		423,635
	1 他 会 計 繰 出 金	205,463
	2 積 立 金	218,172
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		611,572
	1 他 会 計 繰 出 金	335,165
	2 積 立 金	276,407
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,143
	1 積 立 金	5,143
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		357,026
	1 他 会 計 繰 出 金	235,999
	2 積 立 金	121,027
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		49,578
	1 他 会 計 繰 出 金	46,578
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		11,089
	1 他 会 計 繰 出 金	9,089
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		6,412,003
	1 他 会 計 繰 出 金	2,154,180
	2 積 立 金	4,257,823
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		176
	1 積 立 金	176
9 環 境 保 全 基 金		235,428
	1 他 会 計 繰 出 金	2,428
	2 積 立 金	233,000
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		92,770

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	92,770
11 介 護 給 付 費 準 備 基 金		642,617
	1 積 立 金	642,617
12 公 債 償 還 基 金		129,425,313
	1 他 会 計 繰 出 金	73,710,846
	2 積 立 金	55,714,467
13 財 政 調 整 基 金		60,077
	1 積 立 金	60,077
歳 出	合 計	138,326,427

平成 25 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 25 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,890,464 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		14,486,991
	1 繰 入 金	8,311,073
	2 振 替 収 入	4,306,918
	3 市 債	1,869,000
2 都市開発用地取得資金収入		4,403,472
	1 繰 入 金	1,458,114
	2 振 替 収 入	2,490,358
	3 市 債	455,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		18,890,464

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		14,486,792
	1 取 得 費	1,869,223
	2 他 会 計 繰 出 金	12,617,569
2 都市開発用地取得費		4,403,472
	1 取 得 費	460,000
	2 他 会 計 繰 出 金	3,943,472
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		18,890,464

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	300,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	1,869,000 455,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	2,324,000			

平成 25 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 25 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 588,760,662 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		250,742,000
	1 公 債	250,742,000
2 繰 入 金		337,958,660
	1 他 会 計 繰 入 金	337,958,660
3 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		588,760,662

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		139,914,000
	1 起 債 額 繰 出	139,914,000
2 公 債 費		448,846,662
	1 公 債 償 還 金	395,249,659
	2 公 債 事 務 費	1,021,943
	3 他 会 計 繰 出 金	52,575,060
歳 出 合 計		588,760,662

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	110,828,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

平成 25 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	159,140 人 (1 日 436 人)	213,988 人 (1 日 877 人)
西部医療センター	159,870 人 (1 日 438 人)	240,872 人 (1 日 987 人)
緑 市 民 病 院	53,810 人 (1 日 147 人)	110,400 人 (1 日 376 人)
計	372,820 人 (1 日 1,021 人)	565,260 人 (1 日 2,240 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター救急・外来棟の改築

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	13,352,417
第 1 項	医 業 収 益	11,908,852
第 2 項	医 業 外 収 益	1,158,568
第 3 項	特 別 利 益	284,997
第 2 款	西部医療センター収益	17,346,014
第 1 項	医 業 収 益	12,496,990
第 2 項	医 業 外 収 益	3,394,883
第 3 項	特 別 利 益	1,454,141
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	636,693
第 1 項	医 業 収 益	17,268

		千円
第 2 項	医 業 外 収 益	482, 425
第 3 項	特 別 利 益	137, 000
収 入	合 計	31, 335, 124

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	13, 341, 800
第 1 項	医 業 費 用	13, 271, 059
第 2 項	医 業 外 費 用	69, 741
第 3 項	特 別 損 失	1, 000
第 2 款	西部医療センター費	17, 751, 710
第 1 項	医 業 費 用	17, 196, 806
第 2 項	医 業 外 費 用	552, 904
第 3 項	特 別 損 失	2, 000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	775, 319
第 1 項	医 業 費 用	725, 999
第 2 項	医 業 外 費 用	48, 320
第 3 項	特 別 損 失	1, 000
第 4 款	予 備 費	1, 000
第 1 項	予 備 費	1, 000
支 出	合 計	31, 869, 829

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 572, 027 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	1, 949, 809
第 1 項	企 業 債	1, 192, 000
第 2 項	出 資 金	459, 000

千円

第 3 項	一般会計補助金	288,220
第 4 項	県補助金	5,588
第 5 項	基金収入	1
第 6 項	その他資本収入	5,000
第 2 款	西部医療センター資本収入	1,304,552
第 1 項	企業債	213,000
第 2 項	一般会計補助金	835,330
第 3 項	県補助金	5,741
第 4 項	基金収入	1
第 5 項	その他資本収入	250,480
第 3 款	緑市民病院資本収入	226,967
第 1 項	企業債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	126,967
収入	合計	3,481,328

支 出

千円

第 1 款	東部医療センター資本支出	2,459,617
第 1 項	建設改良費	1,772,853
第 2 項	償還金	681,763
第 3 項	投資	5,001
第 2 款	西部医療センター資本支出	4,156,231
第 1 項	建設改良費	266,185
第 2 項	償還金	2,442,045
第 3 項	他会計借入金返還金	1,443,000
第 4 項	投資	5,001
第 3 款	緑市民病院資本支出	437,507
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償還金	337,507
支出	合計	7,053,355

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター病棟改築の設計	平成26年度から平成27年度まで	185,000 千円
東部医療センター整備支援業務委託	平成26年度から平成27年度まで	31,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限 度 額	1,505,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第8条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料等減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、601,955 千円、37,440 千円、21,480 千円及び 46,919 千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,525,764千円及び1,250,517千円である。

2 病院事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、673,997千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、459,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,700,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	血管連続撮影装置	1 台
		病院情報システム	1 式

平成25年3月1日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 25 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[illegible]

給水戸数 1,248,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 第3次水道基幹施設整備及び第3次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第 1 款	水道事業収益	49,080,071
第 1 項	営業収益	48,612,027
第 2 項	営業外収益	458,044
第 3 項	特別利益	10,000

		支 出	千円
第 1 款	水 道 経 営 費		48,965,071
第 1 項	営 業 費 用		41,727,808
第 2 項	営 業 外 費 用		7,147,263
第 3 項	特 別 損 失		80,000
第 4 項	予 備 費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,174,709千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	7,426,118
第1項	企業債	5,000,000
第2項	出資金	276,000
第3項	国庫補助金	107,943
第4項	他会計貸付金返還金	167,112
第5項	基金収入	37,729
第6項	基金繰入金	72,230
第7項	その他資本収入	1,765,104

支 出		千円
第1款	資本的支出	26,600,827
第1項	建設改良費	19,281,791
第2項	償還金	7,269,800
第3項	投資	49,236

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成26年度から平成29年度まで	9,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 第3次水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	5,000,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,500,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、57,677 千円、94,768 千円及び 64,807 千円である。

（他会計からの出資金）

第 9 条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、276,000 千円である。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 25 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 22,593,500 立方メートル

(1 日 61,900 立方メートル)

事業所数 109 力所

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	工業用水道事業収益	846,819
第 1 項	営 業 収 益	843,097
第 2 項	営 業 外 収 益	3,222
第 3 項	特 別 利 益	500

支 出		千円
第 1 款	工業用水道経営費	815,819
第 1 項	営業費用	750,389
第 2 項	営業外費用	63,930
第 3 項	特別損失	500
第 4 項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 697,902 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	14,560
第1項	出資金	2,486
第2項	その他資本収入	12,074

支 出		千円
第1款	資本的支出	712,462
第1項	建設改良費	528,760
第2項	償還金	16,590
第3項	他会計借入金返還金	167,112

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成 26 年度	100,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、400 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,486 千円である。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 25 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 28,765 ヘクタール(15水処理センター、43ポンプ所)
処理水量 年間439,095,000 立方メートル
(1日 1,203,000 立方メートル)
水洗便所の改造 1,800 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	72,721,849
第 1 項	営業収益	72,036,955
第 2 項	営業外収益	679,894
第 3 項	特別利益	5,000
支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	72,542,849
第 1 項	営業費用	60,245,504
第 2 項	営業外費用	12,237,345
第 3 項	特別損失	50,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,581,868千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額8,811千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	38,010,480
第1項	企 業 債	26,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	10,748,000
第3項	そ の 他 資 本 収 入	1,177,909
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	84,571

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	73,583,537
第1項	建 設 改 良 費	42,832,534
第2項	償 還 金	30,675,243
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	75,760

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設	平成26年度から平成27年度まで	15,000,000 千円
汚泥処理場運転管理委託	平成26年度から平成28年度まで	600,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため
限 度 額	26,023,000 千円

	下 水 道 事 業 建 設 費	26,000,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	23,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、34,252,388 千円、3,158,804 千円、45,806 千円、79,977 千円、31,000 千円、28,000 千円及び 55,574 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、5,255 千円である。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 25 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	902 両
	運 転 キ ロ	年間	35,770,000 キロメートル
		(1 日	98,000 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	115,887,500 人
		(1 日	317,500 人)

(2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款	自動車運送事業収益	24,631,061
第 1 項	営 業 収 益	19,738,409
第 2 項	営 業 外 収 益	4,279,474
第 3 項	特 別 利 益	613,178

支出

千円

第 1 款	自動車運送事業費	23,384,245
第 1 項	営業費用	22,868,298
第 2 項	営業外費用	505,947
第 3 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,303,120千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,964,091
第1項	企業債	540,000
第2項	出資金	200,000
第3項	一般会計補助金	840
第4項	基金収入	8,284
第5項	基金繰入金	2,200,000
第6項	その他資本収入	14,967

支 出		千円
第1款	資本的支出	6,267,211
第1項	建設改良費	586,796
第2項	企業債償還金	5,662,131
第3項	投資	8,284
第4項	予備費	10,000

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限度額	540,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元

金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(他会計からの負担金)

第7条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、150,402千円である。

(他会計からの補助金)

第8条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,659,572千円である。

2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,989,000千円である。

3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、293,227千円である。

4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、380,271千円である。

5 バリアフリー化設備の整備にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、840千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、200,000千円である。

平成25年3月1日提出

名古屋市長 河村 たかし

平成 25 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 674 両 (116 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,204,000 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,600 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 434,532,500 人 |
| | | (1 日 | 1,190,500 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 14,602,248 千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 6,030,000 千円を借り入れる。

収 入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	84,497,915
第 1 項	営 業 収 益	79,869,624
第 2 項	営 業 外 収 益	4,628,291

支 出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	82,845,982
第 1 項	営 業 費 用	65,334,113
第 2 項	営 業 外 費 用	16,761,869

	千円
第 3 項 特 別 損 失	740,000
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 30,723,588 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第 1 款 資 本 的 収 入		22,988,425
第 1 項 企 業 債		18,761,000
第 2 項 出 資 金		2,362,000
第 3 項 一 般 会 計 補 助 金		1,247,013
第 4 項 国 庫 補 助 金		294,862
第 5 項 基 金 収 入		133,787
第 6 項 そ の 他 資 本 収 入		189,763

支 出		千円
第 1 款 資 本 的 支 出		53,712,013
第 1 項 建 設 改 良 費		12,409,767
第 2 項 企 業 債 償 還 金		41,158,459
第 3 項 投 資		133,787
第 4 項 予 備 費		10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 26 年度から平成 28 年度まで	6,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため		
限度額	24,791,000 千円		
	高速度鉄道事業建設改良費	9,153,000 千円	
	高速度鉄道事業資本費平準化債	9,608,000 千円	
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	6,030,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、27,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、238,567 千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,837,786 千円及び 478,085 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、623,525 千円である。

3 建設改良費(建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。)にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,548,719 千

円である。

(他会計からの出資金)

第10条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,362,000 千円である。

平成 25 年 3 月 1 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

